小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

χψ.	\bigcirc
独立	○小規模企
荇	模
强立行政法人中小企業	115.
法人	兼 ±
中	八済
小	法
企業	施行
基	令
業基盤整備機構法施行令(平成十六	業共済法施行令(昭和四十年政令第五
整備	昭和
機	四
構	十
法 施	平政
行	令
令	第
$\widehat{\mathbb{T}}$	百八
一成	十
÷	五是
六年	号
成十六年政令第百八十二号)	
令	
第五	•
八	•
\pm	
三	
7	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
2	1

2 (略) 2 第四条 (略) 第四 (解約手当金)	の定める率を加えて得た率の定める率を加えて得た率の定める率を加えて得た率をの定める率を加えて得た率をの定める率を加えて得た率をの定める率を加えて得た率をの定める率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率を加えて得た率がある率は、次の各号に掲げる場合ではある率をがある率をがある。	第二条 (略)	改 正 後
2 (略) 第四条 (略) (解約手当金)	の大り、大の大力を対して、大力を対して、大力を対して、対して、対力を対して、対力を対して、対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対	二条 (略) (共済金)	現行

(傍線部分は改正部分)

項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。)は、同と書の政令で定めるところにより計算した額(第九条においては人通則法(以下「通則法」という。)第四十四条第一項ただ法人通則法(以下「通則法」という。)第四十四条第一項ただい。(毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法)	第三条(略)	「賃付けの対象となる中小企業団体」	2 (略) (中小企業者の範囲)	改 正 後
(毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法) (毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。) は、通別法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じた書の政令で定めるところにより計算した額(第八条においてし書の政令で定めるところにより読み替えて適用する独立行政制法第四十四条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定におけて得た額とする。	第二条(略)	(新設)	2 (略) 第一条 (略) (中小企業者の範囲)	現行

第五条 (略)

(国庫納付金の納付の手続

第六条 これを経済産業大臣に提出しなければならない。 当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、 当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、 という。)の計算書に、 の貸借対照表、 る納付金 る場合を含む。 項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。 項の 機構は、 承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第 (以下この条から第八条までにおいて「国庫納付 当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の)に規定する残余があるときは、 法第十九条第二項 当該期間最後の事業年度の事業年度末 (同条第四項において準用す ただし、 当該規定によ 前条 金

2 (略)

第七条・第八条(略)

は、「事業年度」と読み替えるものとする。
、第六条第一項及び第七条中「期間最後の事業年度」とあるの額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において第九条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十条~第十五条 (略

第四条 (略

国庫納付金の納付の手続

第五条 第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第 これを経済産業大臣に提出しなければならない。 当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、 当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、 という。) る納付金 の貸借対照表、 る場合を含む。 一項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。 機構は、 (以下この条から第七条までにおいて「国庫納付金 の計算書に、 当該期間最後の事業年度の損益計算書その他)に規定する残余があるときは、 法第十九条第二項 当該期間最後の事業年度の事業年度末 (同条第四項におい ただし、 当該規定によ て準用す 前

2 (略)

第六条・第七条(略)

は、「事業年度」と読み替えるものとする。、第五条第一項及び第六条中「期間最後の事業年度」とあるの額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において第八条(前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第九条~第十四条 (略

(債券の発行)

第十六条 (略)

これに記名押印しなければならない。及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長が2.各債券には、第十二条第三項第一号から第六号まで、第九号

(中小企業基盤整備債券原簿)

第十七条 (略)

ければならない。 2 中小企業基盤整備債券原簿には、次に掲げる事項を記載しな

一•二 (略)

に掲げる事項 第十二条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号

四 (略)

第十八条(略)

(中小企業基盤整備債券の発行の認可)

第十九条 (略)

一 (略)

二 第十二条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三~五 (略)

2 (略)

第二十条~第二十三条 (略)

(債券の発行)

第十五条 (略)

及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長が2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号

これに記名押印しなければならない。

(中小企業基盤整備債券原簿)

第十六条 (略)

ければならない。 2 中小企業基盤整備債券原簿には、次に掲げる事項を記載しな

に掲げる事項 一号から第六号まで、一・二 (略)

第八号及び第十号

四 (略)

第十七条 (略)

(中小企業基盤整備債券の発行の認可)

第十八条 (略)

一 (略)

二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三~五 (略)

2 (略)

第十九条~第二十二条 (略)

第三条~第十条(略)	第三条~第十条(略)
特別の勘定」とする。 号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三項に規定する掲げる業務に係る勘定」とあるのは、「法第十八条第一項第三号に場合には、第七条第一項第三号中「法第十八条第一項第三号に2 機構が法附則第五条第一項及び第二項に規定する業務を行う第二条 (略)	特別の勘定」とする。 特別の勘定」とする。 特別の勘定」とする。 場合には、第八条第一項第二号中「法第十八条第一項第三号に場合には、第八条第一項第二号中「法第十八条第一項第三号に場合には、第八条第一項第二号中「法第十八条第一項第三号に第二条(略)
域	域
_	
附則	附則